



島 根 県 報

平成26年 8 月 22 日 (金)

号外 第 110 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

島根県立産業交流会館の指定管理者の募集

(商 工 政 策 課) 2

島根県立産業高度化支援センターの指定管理者の募集

(産 業 振 興 課) 4

公 告

島根県立産業交流会館条例（平成16年島根県条例第59号）第6条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成26年 8 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集の目的

島根県立産業交流会館は、県内産業の振興と国際交流の促進により地域の活性化を図ることを目的として設置された施設である。

本施設の管理については、平成17年度から指定管理者制度を導入しているところであり、現在の指定期間が平成27年 3月31日をもって終了することから、次期指定期間における指定管理者を募集する。

2 指定管理者が管理する施設の概要**(1) 施設名**

島根県立産業交流会館（以下「会館」という。）

(2) 所在地

島根県松江市学園南一丁目 2 番 1 号

(3) 面積

敷地面積32,045平方メートル、延床面積15,718平方メートル

(4) 施設構成

大展示場、多目的ホール、小ホール、国際会議場、商談室、会議室、大会議室、特別会議室、特別室、屋外展示施設、事務室、一般駐車場ほか

3 指定管理者が行う業務

(1) 会館の施設及び設備の利用の承認に関する業務

(2) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他会館の管理に関する事務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

4 指定期間

平成27年 4 月 1 日から平成35年 3 月 31 日までの 8 年間（予定）。ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

(1) 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない法人等であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく更生手続、再生手続等をしていない法人等であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、その措置の期間が満了していない法人等でないこと。

(6) 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

6 指定管理者募集要項の配付期間及び配付場所

(1) 配付期間

平成26年 8 月22日（金）から同年10月10日（金）までの毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 配付場所

島根県商工労働部商工政策課

7 現地説明会

(1) 開催日時

平成26年 9 月12日（金）午後 1 時30分

(2) 開催場所

島根県立産業交流会館

(3) その他

現地説明会に出席を希望するものは、平成26年 9 月 8 日（月）までに13に記載する問合せ先宛て電子メール又はファクシミリにより申し込むこと。

8 提出書類

(1) 指定管理者指定申請書（島根県立産業交流会館条例施行規則（平成16年島根県規則第82号）に定める別記様式）

(2) 事業計画書及び収支予算書

(3) 定款若しくは寄附行為及び法人等の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

(4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における法人等に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類

(5) 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等に関する事業計画書及び収支予算書

(6) 法人等の概要を記載した書類

(7) 役員名簿

(8) 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(10) 印鑑証明書

(11) 誓約書

(12) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

9 提出書類の提出部数、提出期限及び提出方法

(1) 提出部数

正本 1 部及び副本 9 部

(2) 提出期限

平成26年10月20日（月）午後 5 時まで。郵送の場合は、書留とし、10月20日（月）午後 5 時までに必着のこと。

(3) 提出方法

13に記載する場所まで郵送又は持参により提出すること。

10 指定管理者の候補の選定

(1) 選定方法

学識経験者等 5 名の委員で構成する島根県商工労働部指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次の審査基準をいずれも満たすもののうち、会館の管理を行わせるのに最も適した法人等を選定する。

(2) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること

と。

イ 事業計画書の内容が、会館の施設及び設備の適切な維持管理を図ることができるものであること並びに仕様書に定める業務を行うに当たり適正な収支が見込まれるものであること。

ウ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。

(3) 面接審査等

候補の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、選定委員会による面接審査を行う。面接審査の日時、場所等については、該当の申請者に別途連絡する。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、文書で通知するとともに公表する。

11 評価の実施

島根県は、指定管理者が行う業務の実施状況について毎年度評価を行い、その結果を島根県議会に報告するとともに島根県ウェブページで公表する。

12 留意事項

応募に係る詳細については、指定管理者募集要項によるものとする。

13 問合せ先

郵便番号 690-8501

住所 松江市殿町1番地

担当部局 島根県商工労働部商工政策課

電話 0852-22-5290 (直通)

ファクシミリ 0852-22-6039

電子メール shoko-seisaku@pref.shimane.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/shoko/>

島根県立産業高度化支援センター条例（平成13年島根県条例第18号。以下「条例」という。）第18条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成26年 8 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集の目的

島根県立産業高度化支援センターは、独創性、挑戦意欲等に富んだ創業者の育成及び企業の技術の高度化、新たな事業分野への進出等に対する支援を通じて本県の産業振興を図ることを目的として設置された施設である。

本施設の管理については、平成17年度から指定管理制度を導入しているところであり、現在の指定期間が平成27年 3 月 31日をもって終了することから、次期指定期間における指定管理者を募集する。

2 指定管理者が管理する施設の概要

(1) 概要

ア 名 称 島根県立産業高度化支援センター（愛称：テクノアークしまね）

イ 住 所 島根県松江市北陵町1番地

ウ 建物構造 鉄筋鉄骨コンクリート造 4階建1棟 3階建1棟 2階建6棟

鉄筋造及び木造 2階建1棟

鉄骨造 2階建1棟

鉄筋造 2階建2棟

エ 延床面積 22,773平方メートル

オ 敷地面積 77,057平方メートル

カ 開館年月 平成13年10月

キ 主な施設

創業準備室、創業支援室、研究開発室、プロジェクト研究員室、編集室等、会議室及び駐車場

3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は次に掲げる業務とし、詳細は別に配付する島根県立産業高度化支援センター指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）による。

- (1) 島根県立産業高度化支援センター（以下「センター」という。）の施設及び設備の使用料の徴収に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第2条第1項の規定により設置された島根県産業技術センターの施設及び設備で仕様書に定めるもの（以下「センター外施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (4) その他必要な業務

4 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないことを認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

年間委託額 210,436千円（消費税及び地方消費税（8パーセント）を含む。）以内

5年間の委託額 1,052,180千円（消費税及び地方消費税（8パーセント）を含む。）以内

6 応募資格

指定管理者に応募するには、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定による更生手続、再生手続等をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、その措置の期間が満了していない法人等でないこと。
- (6) 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

7 選定対象の除外

申請者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外する。

- (1) 島根県商工労働部指定管理者候補選定委員会委員に個別に接触した場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- (4) 提出書類の提出後に事業計画の内容を変更した場合
- (5) その他不正な行為があった場合

8 申請の手続

(1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（島根県立産業高度化支援センター条例施行規則（平成13年島根県規則第9号。以下「規則」という。）に定める様式）

- イ 事業計画書
- ウ 指定管理に係る指定期間各年度分の収支予算書
- エ 定款及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- オ 申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- カ 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- キ 法人等の概要を記載した書類
- ク 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等に関する事業計画書及び収支予算書
- ケ 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- コ 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- サ 誓約書

(2) 提出部数

正本1部及び副本9部

(3) 提出期限

平成26年10月20日（月）午後5時まで。郵送の場合は書留とし、平成26年10月20日（月）午後5時必着とする。

(4) 提出方法

郵送又は持参

(5) 提出先

17に記載する場所

(6) 申請に当たっての留意事項

- ア 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- イ 提出された書類は、返却しない。
- ウ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。
- エ センターの管理のため、新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。
- オ 管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- カ 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- キ 必要に応じて追加資料の提出を依頼することがある。

9 指定管理者の候補の選定

(1) 選定方法

学識経験者等5名の委員で構成する島根県商工労働部指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次の審査基準をいずれも満たすもののうち、センターの管理を行わせるのに最も適した法人等を選定する。

(2) 審査基準

- ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ 事業計画書の内容が、センターの施設及び設備並びにセンター外施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。

(3) 面接審査等

候補の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、選定委員会による面接審査を行

う。面接審査の日時、場所等については、該当の申請者に別途連絡する。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、文書で通知するとともに公表する。

10 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要である。9で選定した法人等（以下「選定事業者」という。）を指定管理者の候補者として、島根県議会平成26年11月定例会へ上程し、議決されれば、指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、提案の内容を踏まえ、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、センターの管理に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

11 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

12 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業の継続の可否について協議する。

(5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

13 評価の実施

島根県は、指定管理者が行う業務の実施状況について毎年度評価を行い、その結果を島根県議会に報告するとともに島根県ウェブページで公表する。

14 留意事項

(1) センターの管理のため、新たに法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

(2) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。

(3) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(4) 条例、規則、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

15 募集要項、仕様書の配付等

(1) 配付期間

平成26年 8 月22日（金）から同年10月20日（月）までの平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）

(2) 配付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）

(3) 配付場所

17に記載する場所

16 現地説明会

(1) 開催日時

平成26年 9 月11日（木） 午前 9 時30分

(2) 開催場所

島根県立産業高度化支援センター

(3) その他

現地説明会に出席を希望するものは、平成26年 9 月 8 日（月）までに17に記載する場所まで連絡すること。

17 問合せ先

郵便番号 690-8501

住 所 島根県松江市殿町 1 番地

担当部局 島根県商工労働部産業振興課総務企画グループ

T E L 0852-22-6221

F A X 0852-22-5638